

アクセスチェッカー・ミニ(可搬型運転操作検査器)

利用のご案内

ACCESS・CHECKER(アクセス・チェッカー)Mini ACM200



本機器は、運転適性診断車搭載の運転操作検査器と同等の機能を有し、いつでもどこでも空き時間を利用してドライバーの「運転操作検査」を行うことができる検査器です。短時間で簡単に検査ができ、かつ、検査後即時に解析データが得られます。検査に必要な機器類(ハンドル・ペダル・パソコン・プリンター)はハードスーツケースに収納できる小型・軽量のコンパクト設計で持ち運びに大変便利であらゆる場所での検査が可能です。近畿交通共済では、このアクセスチェッカー・ミニを契約組合員の皆様へ無料で貸し出しを致します。ご利用の際は、当組合職員が搬入と回収を行い、親切・丁寧に機器の設置から取り扱いの説明まで行います。ドライバーに対する安全教育、交通事故防止にぜひご活用ください。

ご利用は無料です。但し、100V電源と設置の長机及び印刷用(A4版)用紙の配慮をお願いします。

『機器貸し出しについて。』

- 貸し出し台数: 1組合員1台とします。
- 貸し出し期間: 原則として10日以内。
- 利用方法: 運用規定(右記)をお読みいただき、
共済に利用日時等を電話連絡願います。
打ち合わせの上利用申込書の提出をお願いします。

お問い合わせ: 近畿共済 事故防止サービス課 ☎ 06-6965-2826

FAX 06 - 6965 - 2838

可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)運用規定

【総 則】 近畿交通共済協同組合(以下「本組合」という。)が保有する可搬型運転操作検査器(以下「アクセスチェッカー・ミニ」という。)の運用についてはこの規定の定めるところによる。

第一条 【目的】 この規定は、本組合が保有するアクセスチェッカー・ミニを組合員に貸し出し、個々の運転者に対して運転特性を認識させかつ安全運転の効果的な指導を推進し、事業所の交通事故防止に役立てることを目的とする。

第二条 【運用・管理】 アクセスチェッカー・ミニの運用・管理は、次の通りとする。

- 1) 本組合は、「アクセスチェッカー・ミニ貸し出し簿」により管理・運用を行う。
- 2) 貸し出し期間中の管理は、組合員に委託するものとする。
- 3) 貸し出し期間中に組合員過失により機器類の損傷や盗難等が生じた場合は、その組合員に対して、損害賠償を求める場合がある。

第三条 【利用申し込み】 アクセスチェッカー・ミニの利用申し込みは、次の通りとする。

- 1) 利用しようとする組合員は、アクセスチェッカー・ミニ利用申込書に必要事項を記入し、本組合に提出する。
- 2) 本組合と利用する組合員は、利用申し込みについて相互に連絡・調整を行う。

第四条 【貸し出し】 アクセスチェッカー・ミニの貸し出しは次の通りとする。

- 1) 貸し出し対象 共済契約組合員事業所とする。
- 2) 対象地域 管内事業所
- 3) 受検者は本組合契約車両に乗務する常時選任された運転者等とする。
- 4) 貸し出し台数は1組合員につき1台とする。
- 5) 貸し出し期間は原則として10日以内とする。

第五条 【搬入・回収】 アクセスチェッカー・ミニの搬入・回収は次の通りとする。

- 1) 搬入。本組合は、組合員と搬入日を連絡調整のうえ搬入し、組合員担当者の立会いのもと設置、その操作要領を指導説明する。
- 2) 回収。回収にあたって本組合は、回収日を組合員と連絡調整のうえ回収する。

第六条 【秘密の保持】 本組合は、回収したアクセスチェッカー・ミニの記憶装置に保存されている検査データは組合員と図り、秘密の保持に努める。

第七条 【費用】 アクセスチェッカー・ミニの利用は無料とする。

(付則)この規定は平成 22 年7月22 日から実施する。